

第27回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会（議事録）

- 1 日 時 平成27年7月23日（木） 13:30～16:30
- 2 場 所 能代市浅内自治会館
- 3 出席者 浅内自治会（柴田和郎副会長、原田宏作）、小野沢自治会（小沼孝光会長）、能代南土地改良区（小川善信理事長）、浅内水利組合（平川悟副組合長）、能代の産廃を考える会（原田悦子事務局長）、能代市浅内財産区（大塚英和管理会会長、秋田武英能代市総務部長）、能代市（野呂田成功環境産業部長）、秋田県（栗津尚悦生活環境部長）
- 4 議 事 「平成26年度水質等調査結果」（資料1）
「平成26年度環境保全対策の実施状況」（資料2）、
「平成27年度環境保全対策工事について」（資料3）
（事務局で説明後、質疑応答）

<質疑の概要>

- | | |
|-----|---|
| 委 員 | 第2帯水層についての説明を願う。 |
| 県 | 地質上、地表から1つ目の帯水層が第1帯水層、その下の帯水層が第2帯水層であり、能代産廃の遮水壁は第1帯水層下の粘土層まで施工している。そのため、第2帯水層が汚染されているということは、長い間で粘土層を浸透し若干汚染があったとこれまでの調査結果から判断できると考えている。 |
| 委 員 | 第2帯水層まで汚染されているとすれば、多くの汚染物質により、長い間汚染されているのか。 |
| 県 | 1, 4-ジオキサンは水と馴染み易く、水と同様の挙動を示す。粘土層も若干水を通すため、汚染が確認されたのが昭和の時代なので、その時点から徐々に第2帯水層へ浸透していると考えられる。この第2帯水層に1, 4-ジオキサンの汚染が確認されるので、平成25年度からの特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（以下「産廃特措法」と記載。）に基づく特定支障除去等事業の変更実施計画では、遮水壁に沿って第2帯水層の揚水井戸を設置することとしている。資料2の平成26年度の環境保全対策実施状況にその位置等を示しており、11本の井戸を設置し揚水することにより、1, 4-ジオキサンの拡散を防ぎ、環境保全対策を行う計画になっている。 |
| 委 員 | 重金属類の分析結果について、以前から土壌由来と説明していたが、そのような理由からか。 |
| 県 | 揚水井戸、観測井戸については、所々で鉛等が検出されている。これはろ過後の水には含まれていないので、土壌に元々含まれていると判断している。ただし、H17B-16-1の井戸については水銀が検出されている。これは、ろ過前と後で数値にほとんど変化が無いとため、土壌以外が原因の可能性もあり、ここだけ少し特別な挙動を示している。いつもなぜと言われているが、原因は不明であり、これまでも経過を観察していくと説明し、御理解いただいている。 |

委員 土壌由来との説明ではなく、原因は能代産廃によるものとしてほしい。

県 原因はよく分からないため、今後も注視していく。

委員 これまでも第2帯水層の汚染については議論されており、第1帯水層の汚染が第2帯水層に浸透したとのことだが、最初に第2帯水層の汚染が分かったのは、処分場入口付近の井戸であった。このときはボーリング等による被圧によるものとの説明だった。しかし、第1帯水層の汚染が第2帯水層へ浸透していたとなれば、遮水壁の有効性に疑問を持つ。その後、第1帯水層及び第2帯水層の汚染が収まることはなく、これほど多くの揚水井戸を設置しているのであれば、汚染が吸い上げられてなくなると考えているが、実際にはそうでない。埋まっているドラム缶等の廃棄物により、第2帯水層まで汚しているのではないか。このように汚染が広がって、この処分場は何を施しても手遅れではないのか。分析結果に関しても、低下していると説明があるかもしれないが、降雨等の条件で数値はいくらでも変化するだろう。蒲の沢原水や南沢原水については環境基準値の十何倍という数値で検出されている。蒲の沢原水の1, 4-ジオキサンに関しては、0.05 mg/Lの環境基準に対し0.54 mg/L検出されている。このように手遅れになって、後追いの対策をしていると感じており、非常に憤りを覚えている。第2帯水層の汚染が広がっていることについて、委員長はどう考えているか。

委員長 これまでも地元の方々の御意見を聞き、環境保全対策を進めてきたが、一定程度の改善傾向が認められると考えている。しかし、1, 4-ジオキサン等については、未だ環境基準を超過しているので、対策をより強化していかなければならないと考えている。そのため、今年度から1, 4-ジオキサン等の化学物質が処理できる促進酸化施設を設置することとしており、水質のモニタリングを継続しながら、効果的な対策を地元の皆さんの御意見も聞きながら進めていきたいと考えている。

委員 対策が手遅れなのではないかということについて、御見解をいただきたい。

県 第2帯水層で問題となっているトリクロロエチレンやベンゼンなどは、昔から問題となっている揮発性有機化合物(以下「VOC」と記載。)で、これらは水に溶けにくい。これらは僅かでも水に溶けると環境に影響を与えるため、古くから環境基準があり、調査してきている。H22B-17-2の1, 2-ジクロロエタンについては概ね横ばいで推移している。1, 4-ジオキサンについては、平成21年から新たに環境基準項目に加わり、先程挙げたVOCとは異なり、水に溶け易く、水から分離しにくいいため、地中等に浸透しやすい性質を持つ。そこで調べてみると、第2帯水層への汚染が広がっており、変更実施計画では1, 4-ジオキサンを対象とした対策を取ることとしている。今ある水処理施設でも1, 4-ジオキサンは処理できているが、確実に処理するために促進酸化施設を来年度までの工期で設置することとしている。施設ができることにより、第2帯水層の浄化を効率的に進められると考えており、第2帯水層

	の汚染が広がっていて、手がつけられない状態ではないと考えている。
委 員	問題は第2帯水層の汚染が平成12年頃から発生していた点である。この井戸はドラム缶を掘削、撤去した No.2 処分場から少し外れた場所にあり、第1帯水層の汚染が第2帯水層に浸透したとすれば、由々しき問題である。この事態は平成12年頃から発生していたと認識を改めていただき、汚染が浸透したということをもう一度頭に入れていただきたい。
県	第2帯水層に汚染が広がっているというのはそのとおりであり、トリクロロエチレンやベンゼンはH13B-5、それ以前にH12B-1という観測井戸から検出されていたというのは事実である。 H13B-5付近に設置したH12B-5は第1帯水層の井戸だが、当時施工上の問題があり、第1帯水層を突き抜けてしまった。そのため、H13B-5から検出されたということでH12B-5は掘り直した。浸透したという話をしているが、地中のことなので一概には言えないものの、少なくとも上から下に何かしらの影響があり、汚染があったということだと思う。
委 員	第1帯水層は上下左右に動く。しかし、第2帯水層は簡単に動くものではないと理解しているが、そうか。
県	そのとおり。去年の協議会で第2帯水層の地下水の等高線図を報告しており、第1帯水層に比べ第2帯水層は等高線が緩やかに流れていくので、水がゆっくり流れると報告している。
委 員	H17B-16-1という観測井戸の水銀については、平成20年頃から検出されており、当時も土壌に元々含有されているということであった。その後経過観察しているとのことだが、既に7、8年同じように推移しているのを今後も観察していかなければならないのか。あるいは他に方法がないのか。
県	H17B-16-1は平成17年度に設置した井戸であり、水質検査は平成18年度から開始し、最初の頃は水銀が検出されなかった。しかし、平成19年度から0.007mg/Lと検出され始め、途中、検出と未検出を繰り返し、平成23年頃から頻繁に検出されるようになった。ただ、ここだけ特異的であり、我々も原因がつかめないため、引き続き観測していくことしかできないと考えている。これ以上高くなるという挙動があれば、別の対策を考えなければならないが、現状は経過観察で対応したいと考えている。 県では、地下水の調査を毎年行っており、以前県南地区で水銀が一般家庭の井戸から検出されたことがあった。調査したものの、当時も原因がよく分からなかったので、周辺環境へ影響を与えているのであれば話は別だが、経過観察し状況を見ていくしかないと考えている。過去には、水銀は身近なところに存在し、農薬や血圧計、体温計にも利用されていた。
委 員	この地域は昔から農場があった場所ではなく、農薬や肥料を使用していないため、不思議だと感じた。

委 員	来年度の工事について、新しい規制物質が加わる可能性とあるが、例として挙げられるか。また、平成25年度と26年度のボーリング調査で発見したドラム缶内の物質が将来環境基準項目となる場合もあるのか。
県	例は挙げられない。以前1,4-ジオキサンが追加になったように、将来新たな物質が環境基準として追加される可能性がある。環境基準項目の他に、一段階下の要監視項目がある。将来的に要監視項目が環境基準項目になる場合にも対応できる施設として促進酸化施設を整備することとしている。 現在の能代産廃内の水処理施設でも、ベンゼン等昔からあるVOCの処理はできているが、1,4-ジオキサンはその方法で処理しにくい。促進酸化施設では1,4-ジオキサンも処理できるため、化学物質については、現在運転している施設と設置予定の促進酸化施設で処理できると考えている。
委 員	ボーリング調査で確認されたものについては撤去すれば後々の心配はなくなり、ドラム缶からの汚染が地下水へ浸透しそれを処理する手間が省かれると思う。今年3月に住民5団体から申し入れし、掘削撤去を要望したが、資料では全く触れられていない。県は今後掘削せずに対策するという考えか。
県	県としては、掘削撤去せず対策するという考えである。No.2 処分場周辺のボーリング調査結果により、平成18年、19年のように大量のドラム缶がある状況ではないと判断した。今対策しなければならないと考えているのは、遮水壁内部全体が汚染されているので全体の浄化を図ることが一つ、もう一つはNo.3 から No.7 処分場に保有水が確認されているため、汲み上げる等の対策をすることである。昨年ドラム缶が見つかったものの、そこだけでなく全体に対し対処することが必要である。
委 員	少量であれば処置しないということか。ボーリング調査でドラム缶が見つかる確率は大変低いと思われる。次年度の工事費が5億円かかるようだが、掘削撤去はそれほどの費用がかからないと思われるので、撤去する方法もあると考える。汚染物質が地下に拡散するのであれば、その原因となっているものを撤去してはどうかと考えるが、掘削しないのか。
県	現段階では撤去を考えていない。計画に沿って全体の浄化を進めていく。
委 員	以前のボーリング調査でドラム缶が地中に埋まっていたが、そのままの状態であれば、いつになれば浄化が進むのか。県は考え方に柔軟性がない。
県	能代産廃の環境保全対策は長期間続けなければならない。その対策の中でNo.2 処分場周辺に観測井戸を設置し、状況を観測することでドラム缶の状態が把握できると考えている。また、No.2 処分場の今後の対策については、現在、活用可能な地中の浄化技術等開発されてきているので、その時に応じた対策を取っていく必要があると考えている。例えば、1,4-ジオキサンの処理も地中での浄化が可能か検討されている。

委 員	その技術はドラム缶内の物質をも処理できるのか。
県	将来的には例えば、ドラム缶を鉄バクテリア等で処理する方法もあるのではないかと考えている。
委 員	掘るとは言えないのか。
委 員	いつまでそのような答弁をしているのか、いい加減にしてほしい。保有水の処理を優先するのは当然である。あの調査地点を、誰の要望を受け入れ、なぜボーリングしたのか。県が産廃特措法の変更を受けるため、住民要望を利用したのではないかと、私はそれ以外に考えられない。住民の要望を受け入れ、ボーリングし、その結果の対応策が出てこないというのはどういうことか。保有水の処理を含め、維持管理を継続するのは県が今まで行っており、これからも続けていくことは県が約束している。処分場内をボーリングした結果、保有水があることが判明した。保有水の存在は、県は業者への監督が出来ていなかったという証明ではないか。それを現しているのが、管理型処分場としての機能を果たしていない処分場を使用させていることで、これが今日の状況を生み出している。法人代表者の責任を問えないのは、県の監督・指導が足りなかったためである。我々が要望しているのは、ボーリング調査しドラム缶があった場合、汚染の原因となっているドラム缶を掘削除去することだ。前回の環対協では、産廃特措法の計画上、現場内処理で対策を実施することとなっているため、撤去できないということだったが、平成19年度は県の単独事業としてドラム缶の掘削撤去を実施した。今回と以前の場合では、考え方の違いはどこにあるのか。
県	まず、処分場保有水は1, 4-ジオキサン等が高濃度で検出されているため、速やかに処理する必要がある課題と考えている。次にドラム缶については、住民の方々から要望があり、実際にボーリングしたところ、13か所掘削し2か所から出たため、少なくとも平成18、19年のような状況ではないと判断している。それから、平成18、19年度にドラム缶の掘削を県の単独事業として行ったのも事実だが、廃棄物処理法に基づく措置命令をかけた上で行政代執行として実施している。過去の県の監督・指導が杜撰なため起こったという委員の指摘を重く受け止めている。県で差し押さえた他人の土地で環境保全対策を行っている根拠は、廃棄物処理法により措置命令をかけ行政代執行で対策を実施することである。そのため、行政代執行の範囲を超えて対策するのは過剰と指摘されると、県として立場が危ういのも事実である。今回のボーリング調査結果を見ると、行政代執行の根拠には至らないと考えている。
委 員	今の話によると、措置命令をかけて行政代執行できないため、掘削できないということか。
県	法律を考えるとそうだ。

委員	業者が法律違反し、それを許してきたのは県ではないか。当時であれば、大量のドラム缶が出て、代表者がいたため措置命令もかけられ、行政代執行も実施したということか。では、何のために今回ボーリング調査したのか。今回発見したドラム缶を掘削することに法律として差し障りがあると、調査前から分かっていたのであれば、ドラム缶が出てきた時に、それが掘削撤去できるという望みを我々に抱かせないでほしい。そのことについて、我々に一切説明はなかった。一方で住民要望により調査し、ドラム缶があった場合は掘削が必要と言っている。そのような想定をせず、調査していたのか。我々の要望をそのように利用し、都合のいいように住民団体を利用しているのではないか。県との和解後は対峙しないようにしてきたが、このような思いをさせられると、信頼、信用できない県に戻ってしまったという気持ちになっている。このように質問されることは想定していなかったのか。 そして、処分場の保有水の処理が最優先ということであれば、処分場の保有水量は把握しているのか。また、その対策に何年かけ、どのぐらいの維持管理費用をかけようとしているのか。
県	住民の方々を利用しているというのは心外な話である。今まで住民との協議の時間を多くいただいているが、そのことが我々の環境保全対策を進める上で大きな力になっていると考えている。決して住民を利用しているという話ではない。能代産廃で対策を行うという法的根拠は、法律専門職員が考え出し、最初は事務管理、その後は地方自治法を根拠としている。平成16年度の産廃特措法の適用を受けるにあたり、法律的側面からも話があり、当事案については措置命令をかけた上で行政代執行すべきとの判断をしている。措置命令、行政代執行という立場で対策を実施していることについては、以前から変わっていない。 処分場の保有水量は計算しており、処分場の面積に深さをかけてどの程度の量があるかという想定をし、それを3年程度でなくすという考えで、井戸の本数や井戸の揚水量等決めた上で昨年度揚水井戸を処分場内に設置している。No.7 処分場には現在1本しか揚水井戸を設置していないが、面積や水量から考えると本数が足りないため、来年度以降揚水井戸をさらに増やすことを計画している。そのため、全く何も考えていないということではなく、水量についてはシミュレーションし、それに合った対策ができるような井戸を設置することにしている。
委員	費用はどの程度かかるのか。
県	現在、能代産廃の維持管理費用、水処理施設等の電気代、モニタリング等で年間約7、8千万円かかっている。これに加え、新たに促進酸化施設ができれば2、3千万円かかることになるので、全体で今後年間1億円ずつかかっていくという計算をしている。できるだけ効率よく運用しなければならないだろうと考えている。
委員	了解した。No.4、5、7 処分場に関わるだけでなく、処分場全体として年間7、8千万円に加えて2、3千万円かかるということか。期間としては、

	百年単位になるのか。
委 員	蒲の沢付近でもあのぐらいの水が出ているので百年単位でかかるのだろう。
委 員	私が協議会に携わるようになったのは、県と住民が協議しながら前に向かっていた頃であり、住民からの要望も県は少しずつ実施してくれた。しかし、今回のボーリング調査については15m 間隔の調査であり、ドラム缶が少ししかなかったとは考えにくい。確率からいえば、あの広い場所で2本も出たと考えられる。ドラム缶があった場合の対策は前もって想定しておくのではないかな。今回であれば、少量であるため撤去しないということではなく、少し費用を出してもらって確認された部分を撤去できないか。そうであれば、地元の声が届いたということで、互いに良い方向に向かえろと考えている。初めから掘削を考えていない或いはそのような意図が無く、そのような姿勢を見せただけで調査したとすれば、県の対応は良くない。しかし、我々は過去の大量のドラム缶を見ており、残存しているという不安があるので、撤去してほしいと考えている。
県	お話は理解できるが、我々は国の基準の30m 間隔を半分にし、密に調査したつもりである。これが例えば、13本ボーリングしたうち2本しか出なかったのか、2本も出たのかという感覚の違いの問題もある。 我々は、狭い場所で13本調査し2本しか出なかったという説明しかできない。今回のドラム缶は以前よりも深部にあるため土木工事が難しく、またドラム缶を2か所掘削したとしても今後の環境保全対策にどの程度寄与するのかも説明しきれない。
委 員	それは反対だ。広い範囲で15m ごとに調査し2か所も出たと考える。
委 員	国の基準の30m を15m にしたとしても、ドラム缶が個々に出た場合と異なり、二段となって出てきたという状況を考えてほしい。ドラム缶が大量にあるかないかの判断根拠はどこにあったのか。 以前はドラム缶の有無が分からない状況で予算一千万円を措置して試掘した。試掘後、深度2m でドラム缶が発見され、事業者の図面とは異なった位置にも埋められていた。県は No.2 処分場も掘削調査まで終わったと考えているかもしれないが、住民は終わっていないと考えており、掘削直後も引き続き No.2 処分場について範囲を広げて調査してほしいとお願いしてきた。今回のドラム缶が大量にないという判断根拠を我々が納得するまで説明してほしい。 県は始めから掘削すると考えていなかったようだが、掘削時の費用は幾らか試算したのか。掘削せず、県の提案どおりに対策した場合の費用は計算されているとのことだが、液状物入りのドラム缶はどの段階で処理が完了したと把握しできるのかが不明である。今回ボーリング調査で発見されたドラム缶についても、処理できたと言える判断根拠を明確にしてほしい。
県	No.2 処分場内にドラム缶がどの程度存在するのかが不明であるが、今回のボーリング調査から存在確率は低いと考えられ、少なくとも過去のような、中身

が多く入っている状態ではないと判断した。処理できたとの判断基準は、近隣の観測井戸の水質を調査し、変化を長期に渡り監視することで把握でき、汚染が場外の公共用水域に滲出する等の生活環境に支障の生じるようなことがないよう維持管理をしていくことが今の県の考えである。

委員

考え方が甘い。先程も言ったが、当初の試掘はドラム缶があっても10本程度と想定し、予算を一千万としていた。しかし、掘削したところ、その判断が間違っていたため、この現場は掘ってみないと分からないと感じている。県はこのような状況を作り出したにも関わらず、誰一人責任を取った者がいない。県の行政代執行前の措置命令については、履行期限が設定されていたものの、県が期限前に現場から大館へ運んだのを見て、期限前に行政代執行したと解釈し、業者に責任を問うことは出来ないと思った。和解後、私はできるだけスムーズに事業が進むように今日まで至ってきたつもりだが、今回信用を崩そうとしているのは県だ。この地に災いをもたらす、特別な存在となっているものを撤去してほしい。首を縦に振るまで今日は帰らないでいただきたい。

委員長

ドラム缶の撤去について意見をいただいたが、初期の処分場への県の対応について、県の監視・指導が十分でなかったという部分については深く反省している。その点は能代産業廃棄物処理センターの第三者による検証委員会でも指摘されている。ドラム缶の撤去についてだが、撤去することも対策の一つであり、住民感情として撤去してほしいという気持ちも理解できる。しかし、能代産廃の環境保全対策を進めていく上で、県は住民の意見を踏まえつつ、国と協議し、専門家の意見も聞きながら、産廃特措法の枠組みの中で支障除去等に取り組んでいくという考えである。周辺環境に影響を及ぼさないことを基本とし、また新たに促進酸化施設も設置することとしており、この効果も検証しながらさらなる対策を検討しなければならないと考えている。前回の環対協の時にもドラム缶撤去の話は出ており、3月末に住民から県に対して要望書も提出されている。私は4月から赴任したが要望内容も読んだ上で内容を知事に伝えている。知事も住民の懸念する気持ちは理解できるとのことだが、先のとおり県の考えで対応してほしいと指示があり、ドラム缶の撤去についてはかみ合わない部分もあるが、処分場全体の保全対策に向けた県の方針を理解いただきたいと考えている。

委員

理解できない。あくまでもボーリングした結果、発見したドラム缶は撤去してもらう。県の考えはいい加減であり、根拠も示していない。費用についても、掘った場合、掘らない場合それぞれについて示しておらず、維持管理の費用についても説明では納得できない。当初から掘削するという考えがないのであれば、住民要望ということで処分場の調査さえしなくてもよい。この調査は県がしてこなかったことを補完するための調査ではなく、維持管理上、処分場の構造や集水機能、保有水の有無等について、県が把握すべきであると我々は考えたため、調査してもらった。結果、保有水の存在が明らかになった。県はドラム缶の撤去によって、どの程度処分場の維持管理期間の短縮に寄与したかという計算もしていないのだろう。費用の問題ではなく、住民の安全で安心な生活を得るための大切な調査であった。措置命令や行政代執行の法律上での問題点

	を我々は知らなかったが、そのような想定があれば住民へ状況提供すべきであり、今後はそのような点も含め、処分場の維持管理と同様研究し、処分場の掘削を徹底してほしい。
委員長	先ほども申したが、3月の環対協、3月末の要望書でいただいたドラム缶撤去の件については、知事にも主旨を説明し、県としては産廃特措法の枠組みの中で環境保全対策を進めたいと考えている。今後は、促進酸化施設を整備していく考えだ。
委員	それとこれとは違う。促進酸化施設の設置は、昨年先延ばしになっているが、その施設は1, 4ージオキサン対策として以前からの計画ではないのか。以前の掘削は、産廃特措法で対応できないので県の単独事業として実施したのではないか。以前と今の状況では何が違うのか。
委員長	今回は以前あったような大量のドラム缶が存在している状況ではないと判断しているため、ドラム缶の撤去ではなく、産廃特措法の枠組みの中での対策を優先したいと考えている。4月に環対協の状況や住民からの要望書の主旨を知事に説明した上で、前述のと通りの対策を講じていくという方針を決めている。しかし、本日住民からドラム缶撤去についての強い要望、意見をいただいたので、改めて知事に説明し、相談したいと考えている。
委員	知事に要望書を届けてくれたことには感謝するが、知事から掘削せずともいいとの言及があったのか。
委員長	そのような言い方ではない。知事からは住民の懸念を理解できるが、産廃特措法の枠組みの中で環境保全対策を講じていくことになるだろうという主旨の話があった。
委員	知事のボーリング調査開始前の発言はどうか。
県	知事には、処分場の状況を把握するためボーリング調査をさせてほしいと、状況によって掘削しなければならない可能性もあると話をしている。今回は、点ではなく広がりを持たせるために15m間隔で調査した結果、13本中2本であったことで広がりはないと考えている。ドラム缶があったことは事実だが、現在の水処理を継続することで今後も維持管理できると判断している。
委員	推測ではなく、根拠を示してほしい。
県	ドラム缶が存在するのは理解しているが、調査結果から広がりが無いと考えている。
委員	以前も掘削が進むと大量に出てきたのではないか。
県	今回は以前掘削した範囲よりも深部からドラム缶が発見されている。調査に

より地山まで確認しており、出た場所と出ない場所があったが、それを広げて平面として捉えると広がりはないと考えている。

委 員 今回の調査箇所では当たらなかった可能性がある。調査箇所の隣を調べてみると存在するかもしれない。

県 確率として、たまたま当たったか、当たらなかったのかという議論になる。

委 員 そうだ。そのため我々は当たらなかった箇所は百歩譲り、あるかもしれないが仕方ないと言っている。しかし、ドラム缶があった箇所については掘削してほしい。県が掘削しないのであれば、ボーリング調査で発見したドラム缶の下部に溜まっているものの処理はどのように確認できるのか。

県 周りの水質を監視することによって確認する。水質は一つの指標となる。

委 員 水質のみで判断しないでほしい。掘削しないと想定していたのではないか。

県 そうではない、掘削しないことを前提にボーリング調査したのではない。

委 員 そうであれば、掘削すればいいのではないか。いつまで掘削する、しないという議論をしているのか。

委 員 知事に相談すると言ってはいるが。

委 員 県の責任だ。県で許可を行い、監督し、廃棄物が処分された処分場であれば、処分された廃棄物の性状を把握しているだろう。どのような事業者から排出され、どのくらい処分したということは把握しているか。

県 伝票が残っているものについては把握している。

委 員 そうであれば、どのような廃棄物が処分されたのか公表してほしい。

委 員 県へ事業者から報告書として処分量は提出されている。しかし、それは虚偽の報告であり、そのようないい加減な報告を受け取っているのが県である。処分場の地下にドラム缶が存在している状態で撤去せずに、協議会で水質調査結果、環境対策の実施状況や今後の予定を説明されるだけでは、我々は協議会の一員として納得できない。掘削した上での報告ならば頑張って聞きたい。この資料をいただいた後、住民で集まり、ドラム缶の撤去なくして報告を受けるだけではいけないという意見であった。住民に我慢しろと望んでいるのか。

委 員 維持管理の膨大な期間を考えると、今後どうなるか分からない。

委 員 県はいずれ住民から声が出なくなり、いなくなることを待っているのかもしれない。私も二度と来ないと思ったが、あまりにも対応がひどく、再び来た。

掘削すると言って帰ってほしい。住民5団体で集まって約束したとおり、処分場に現存しているドラム缶の撤去をお願いする。

委員長 何度も申し上げるが、3月の環対協の状況、3月末の住民要望を知事に報告した上で、現時点で県として、産廃特措法の枠組みの中での環境保全対策をするという方針を考えており、今住民から要望いただいているドラム缶撤去についての判断を、この場で示すことはできない。しかし、住民からいただいたお話については、知事に報告したいと思っている。県が今日この時点で、対応するという判断を示せないで、4月にも知事に住民の考えは伝えているが、今日のお話を踏まえ改めて知事には説明させていただきたい。

委員 以前の知事はここへ何度か来て心配してくれたが、今の知事は一度も来ず、面会もできないと断られた。来いとは言わないが、もう少し県全体のことを考え、浅内にこのような事案があるということを知事に伝えてほしい。もう少し前向きな方向で能代産廃の問題に耳を貸してほしい。

委員長 我々が翌年度の環境保全対策を検討していく中で、その都度知事には環対協での話し合いの状況を説明しているが、改めて今日いただいたお話については知事に伝えたい。

委員 産廃特措法は不法投棄された廃棄物を原状回復するための法律であり、秋田県が許可した業者の不始末を、県が管理していくと国と協議していると思う。能代産廃は能代市の一般廃棄物が入っているため、産廃特措法には本来該当しないと思う。当時の国の予算を分け合うのに、他自治体では一般廃棄物が混入していることで対象外となり、あるいは減額になった事例があったはずだ。産廃特措法の枠組みの中での対策と言っているが、秋田県が適用されるものではなかったのではないかと、知事に言ってほしい。産廃特措法を運用していく中で、住民要望が叶えられないというのであれば本末転倒だ。

委員長 私は産廃特措法が適用となった当時はいないが、いずれ産廃特措法を能代産廃に適用するに当たっては、環境保全対策を進めていく上で多額の費用がかかるため、産廃特措法による国の支援が必要ということで国と協議したと思う。

委員 実際に支援を受けられない自治体があったはずなので、県も技術をもって国を説得してきたのだろう。我々も国の支援を受けず、県費だけでは対応できないと考えたため、協力してきた。産廃特措法を理由として、現場内処理や枠組みの中での対策と説明されると納得できない。

委員長 今いただいた産廃特措法適用の件も含め今日のことについては、最初から最後まで知事に伝えたい。住民の生の声を聞くということや情報交換することは、必要なことと思っているのでご理解をいただき、この後も環対協を通じた意見交換等についてはよろしく願いを申し上げたい。いずれ、今日いただいたお話は知事に伝える。

委 員	伝えるだけでなく掘削するという返事を持ってきてほしい。環対協を開催せずとも、対策について情報が聞こえてくるようにしてほしい。
委員長	掘削してほしいという強い要望があったことを含め知事に話し、相談したいと思う。
能代市	住民団体からこれほど要望されているので、平成１８、１９年の状況とは違うと説明されているが、ドラム缶があるという事実は確かであり、能代市では平成２５年３月の特定支障除去等事業実施計画書の変更に際し、発見された場合、撤去していただきたい旨意見を出している。住民要望を踏まえて撤去していただきたく、市としても撤去していただきたいと考えている。
委員長	能代市からもドラム缶撤去について要望いただいたということを知事に伝え、相談したい。長時間に渡り感謝する。以上で議事は終了したい。何回も申し上げるが、能代産廃の環境保全対策を進めていく上で、環対協で意見をいただくことは重要と考えているので、今後ともよろしくお願いします。今日いただいた話については、最初から最後まで内容を知事に伝える。
県	以上で、第２７回能代産業廃棄物処理センター環境対策協議会を終了する。